

最近の廃棄物・リサイクル施策を取り巻く主要な動き

今後の環境政策の方針に関して

【21世紀環境立国戦略について】

来年我が国で開催されるG8北海道洞爺湖サミットを見据え、本年1月の安倍総理の施政方針演説において「国内外あげて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として、『21世紀環境立国戦略』を6月までに策定」するとの方針がうたされた。これを受けて、中央環境審議会では、2月に21世紀環境立国戦略特別部会を設置し、10回にわたる審議を経て「『21世紀環境立国戦略』の策定に向けた提言」をとりまとめ、同提言を踏まえて21世紀環境立国戦略を6月1日に閣議決定したところである。

【第三次環境基本計画の点検について】

平成18年4月7日に閣議決定された第三次環境基本計画については、その進捗状況に関して、国民各界各層の意見も聴きながら、中央環境審議会総合政策部会等において点検を行っていくものとされているところ。具体的には、関係府省の自主的な点検、中央環境審議会総合政策部会等による総合的な点検と重点分野別点検を、本年から都合4回にわたって実施する予定。循環型社会の形成に関する施策についても、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」というテーマで平成20年及び22年に重点分野として点検が行われる予定。

(参考)第三次環境基本計画の記述

第三部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。

(略)

内外の社会経済の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

3 R関係施策の進捗の状況について

【食品リサイクル法の一部を改正する法律の公布について】

2月2日開催の廃棄物・リサイクル部会において御了承いただいた「食品リサイクル制度の見直しについて」(意見具申)に基づいて、先の通常国会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が6月13日に公布されたところ。今後、改正法に基づく、政省令や基本方針の整備を行う予定。(別添1)

【容器包装リサイクル法の施行状況について】

①改正後の容器包装リサイクル法に基づく政省令等の整備について

平成18年6月に改正された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律については、容器包装の3R推進に関する小委員会等における御審議を踏まえ、事業者が市町村に資金を拠出する制度の詳細等に関する政省令等を整備し、順次施行することとしている。

②容器包装廃棄物の3Rを推進するための取組について

中央環境審議会における容器包装リサイクル制度の見直しに係る意見具申を踏まえ、関係主体の連携協働により、容器包装廃棄物の排出抑制をはじめとする3Rを推進するため、以下の施策を実施したところ。

- ・容器包装廃棄物の3Rを推進する「カフェ」・「寺子屋」・「広場」の開催
- ・容器包装3R推進環境大臣賞表彰の実施
- ・イオン株式会社との自主協定
- ・「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(3R推進マイスター)の委嘱

③プラスチック製容器包装の再商品化手法の検討会について

中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合にて、プラスチック製容器包装の再商品化手法検討会の報告書が提出された。

(別添2)

【家電リサイクル法の見直しについて】

平成10年6月に制定された特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)は、附則第3条において、施行後5年を経過した場合の見直しが規定されている。これを受け、平成18年6月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会(委員長:細田衛士 慶應義塾大学経済学部教授)を置き、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、審議をいただいているところ。今後、中間的整理を経て、更なる

審議の上、成案を得る予定。

(別添3)

【廃棄物の区分等に関する専門委員会について】

平成17年12月21日の規制改革・民間開放推進会議答申を受け、平成18年6月5日に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に廃棄物の区分等に関する専門委員会(委員長:細田衛士 慶應義塾大学経済学部教授)を設置し、以下の事項について審議をいただいていたところ。

(1) 個別の廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し

① 廃木製パレットをはじめ事業系一般廃棄物に分類されている木くずに
関する検討

② その他の廃棄物に関する検討

(2) 再生利用認定制度及び広域認定制度における個別の指定に関する検討

① バーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱いの
検討

② 製品系廃棄物(適正処理困難物等)の広域処理認定制度における指定の
検討

(3) 上記に関連した制度運用に関する検討

① 個別リサイクル法との連携の点検

② 都道府県及び市町村の指定制度の活用促進

③ その他の制度運用に関する検討

3月28日の第5回専門委員会において、再生利用認定制度における有害廃棄物の取扱いについては専門委員会報告が了承され、木くずに係る廃棄物の区分についても論点整理を経て、その後、審議会報告がとりまとめられたところ。

再生利用認定制度に関しては、現在、省令及び告示について所要の措置を行うべく作業中であり、木くずに係る廃棄物の区分に関しても、所要の手続きを経て政令改正の措置を行う予定である。

【資源有効利用促進法の見直しについて】

平成3年4月に制定された資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)は、平成12年改正時の附則第4条において、平成13年の改正法施行から7年以内の見直しが規定されている。これを受け、平成19年1月に産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に基本政策ワーキンググループ(座長:永田勝也 早稲田大学理工学部教授)が設置され、審議が行われているところ。秋頃にとりまとめの予定。

(別添4)

【不法投棄監視ウィークの設定について】

不法投棄対策については、これまで廃棄物処理法の規制強化とともに、環境省を中心に、都道府県等と連携しつつ「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年策定)に基づく幅広い取組が進められてきた。

今後、市民、事業者、行政等各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄を発生させない環境づくりを一層進めることが重要であることにかんがみ、本年、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一齐に実施するなど、ごみの不法投棄対策の取組を強化することとした。(別添5)

【一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の策定について】

平成17年5月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、以下の事項が明記されたところ。

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。
- 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際に、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

これを受け、市町村等が行う廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的な支援を行うことを目的として、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」について検討を行ってきたところであり、6月28日にこれらを取りまとめて公表したところ。

3Rの国際展開について

3Rの国際展開については、以下のように二国間、多国間の枠組みで進展している。

[実績]

- ・日中韓三カ国 3R／循環経済セミナー(3月)
- ・第1回日中廃棄物・リサイクル政策対話(中国・北京 3月)
- ・第2回日韓廃棄物・リサイクル政策対話(韓国・ソウル 5月)

[主な予定]

G8関係

- ・3R高級事務レベル会合(ドイツ・ボン 10月4日～6日)
- ・G8環境大臣会合(神戸 平成20年5月25日～27日)
- ・G8サミット(北海道洞爺湖 平成20年7月7日～9日)

OECD関係

- ・OECD/ジャパンセミナー 物質フローと資源生産性
(東京 9月26日、27日)
- ・OECD環境大臣会合(フランス・パリ 平成20年3月)

UNEP関係

- ・UNEP/WHO アジア環境・保健閣僚級フォーラム
(タイ・バンコク 8月8日、9日)

環境省関係

- ・メキシコ「3Rに基づく廃棄物管理政策策定」JICAプロジェクト
(メキシコ 7月)
- ・中国検検総局セミナー(中国・上海 8月9日、10日)
- ・エコアジア(福岡 9月8日)

研究者主体のシンポジウム等

- ・アジア循環型社会シンポジウム(北九州 10月19日、20日)
- ・第3回アジア太平洋廃棄物専門家会議(岡山 11月7日～9日)

(別添6)

食品リサイクル法の改正案の概要

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差（特に食品流通の川下の事業者（小売・外食）の取組が進んでいない）

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い など



食品小売業や外食産業の実施率目標の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者（特に川下（食品小売業、外食産業）の事業者）に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置

食品関連事業者に対する指導監督の強化

◆ 定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。

◆ 食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。

その他

◆ 再生利用等に「熱回収」を追加

食品循環資源を熱を得ることに利用すること等を「熱回収」として認める。

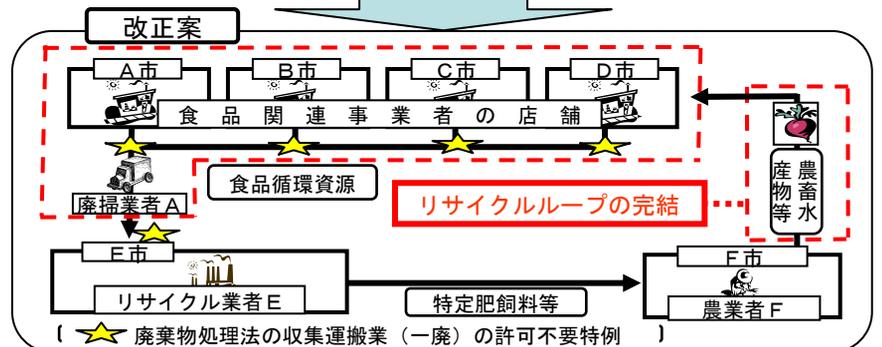
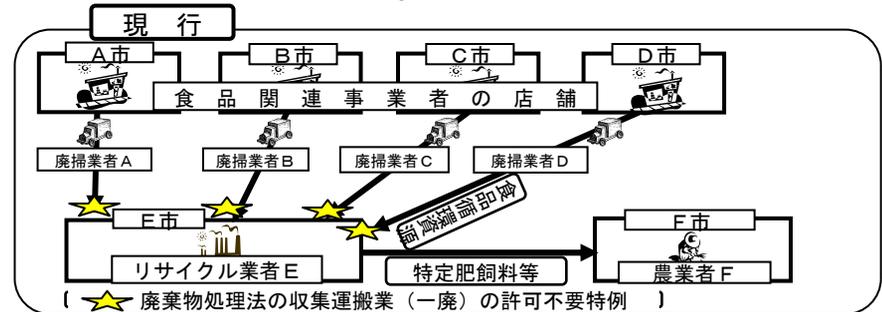
◆ 「中央環境審議会」の追加

基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加する。

食品関連事業者の取組の円滑化

◆ 再生利用事業計画の認定制度の見直し

農畜水産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。



※再生利用等実施率目標については、基本方針等に定める予定

食品リサイクル法の仕組み

(平成12年6月公布、平成13年5月施行)

主務大臣（農林水産大臣、環境大臣等）

- 基本方針の作成
 - ・数値目標（平成18年度までに再生利用等の実施率20%以上）
 - ・再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
 - ・発生抑制の基準
 - ・減量の基準
 - ・再生利用の基準 等

(実効確保措置)

指導・助言

勧告・命令等（取組が著しく不十分）

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、
外食など（約24万業者）

うち年間排出量100 t 以上の者
（約1万7千業者）
※食品廃棄物全体の約5割

(促進のための措置)

登録

再生利用事業者

食品循環資源

食品関連事業者

☆委託による再生利用を推進

認定

食品関連事業者（再生利用事業計画）

食品循環資源

有機農産物

特定肥飼料

再生利用事業者

農林漁業者等

☆利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・廃棄物処理法の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要）
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）